

# ■ ■ ■ 猶予の申請の手引き ■ ■ ■

室 蘭 市

## 市税の猶予制度について

---

市税は平等に納期限が設定されており、納期限までに納付納入していただくことが定められています。したがって、納期限を過ぎ滞納となった場合は、滞納税を一括納付していただくことが原則であるほか、納期限が過ぎた場合には延滞金が加算されます。

しかし、一定の要件に該当し、市税を一時に納付することができない場合には、申請することにより、1年以内の期間に限り、市税の徴収や財産の換価が猶予される制度があります。

### 徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって、市税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により**徴収猶予**を受けることができます。

また、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができないと認められる場合は、その市税の納期限までに申請することにより、市税の徴収が猶予されます。

### 換価の猶予

市税を一時に納付することによって事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内に申請することにより**換価の猶予**が認められる場合があります。

※申請する市税以外の市税に滞納がある場合は、原則として、換価の猶予の申請はできません。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、職権による換価の猶予制度があります。

## 猶予が認められた場合

---

猶予が認められた場合、分割等により納付することが可能になります。

### 徴収猶予

- ① 1年を限度に市税の徴収が猶予されます。
- ② 新たな督促や差押え、換価などの滞納処分が行われません。
- ③ すでに差押えを受けている場合は、申請により差押えが解除される場合があります。
- ④ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

### 換価の猶予

- ① すでに差押えを受けている財産の換価（取立て・売却）が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、新たな差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ③ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

## 手続の流れ

### 猶予を受けるための要件の確認

#### 徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などにより、市税を一時に納付することができない場合は、申請により徴収猶予が認められる場合があります。

#### 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納期限から6か月以内の申請により換価の猶予が認められる場合があります。

### 申請書の作成・提出

「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」に必要な書類を添付して提出します。

申請書に添付する書類	猶予を受けようとする金額 <sup>※1</sup>	
	100万円未満	100万円以上
災害、病気、事業の休廃業等を証する書類	○必要 ※本来の納期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した場合は不要	
財産収支状況書	○必要	×不要
財産目録	×不要	○必要
収支の明細書	×不要	○必要
担保提供に必要な書類	×不要 <sup>※2</sup>	○必要 <sup>※2</sup>

※1 申請時点で未確定の延滞金は含みません。

※2 担保提供は、猶予を受けようとする金額が未確定の延滞金を含めて100万円を超える場合に必要です。ただし、猶予期間が3か月以内又はその他特別な事情がある場合は提供不要です。

### 提出された申請書等の審査

提出された申請書や添付書類等の内容を審査して、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額や期間などの審査を行います。なお、申請書等に不備がある場合、一定期間内に補正をしていただく必要があります。また、必要に応じ、財産調査を行います。

#### 猶予が許可された場合

猶予が許可された場合は、「徴収猶予許可通知書」（又は「換価の猶予許可通知書」）が送付されます。通知書に同封する分割納付計画書のとおり納付納入してください。

#### 不許可となる場合

一定の場合には猶予が許可されない場合があります。この場合には「徴収猶予不許可通知書」（又は「換価の猶予不許可通知書」）が送付されます。

#### 完納

本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。

#### 猶予の取消等

一定の場合には猶予が取り消されることがあります。なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更が認められることがあります。

## I 徴収猶予

### 1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①～④のすべてに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 次のいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰すことができないやむを得ない理由により生じたものに限ります。以下、「猶予該当事実」といいます。）があること。
  - (ア) 納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき。
  - (イ) 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
  - (ウ) 納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
  - (エ) 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき。（※1）
  - (オ) 納税者に上記(ア)～(エ)に類する事実があったこと。（※2）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められるとき。
- ③ 「徴収猶予申請書」が本市市税課債権管理係に提出されていること。
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。（※3）

※1 「納税者がその事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下、「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前の1年間（以下、「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失金額を超えていること）をいいます。

※2 「(ア)～(エ)に類する事実」のうち、「(エ)納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと」に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは市税課債権管理係までおたずねください。なお、担保を提供する必要がない場合には提出は不要です。

### 2 本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予の要件

次の①～④のすべてに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税があること
- ② 納税者が①の市税を一時に納付できない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者から①の市税の納期限までに「徴収猶予申請書」が市税課債権管理係に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

※1 例えば、法定納期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる市税が該当します。

※2 例えば、修正申告書を提出する場合には、市に提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収猶予申請書を提出する必要があります。

※3 担保についての取扱いは、上記「1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予」の場合と同様です。

### 3 猶予期間

徴収猶予が受けられる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できると認められる期間です。なお、徴収猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に改めて申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

### 4 申請のための書類

徴収猶予の申請をする場合、次の書類を提出してください。

#### (1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額	
100万円以下の場合（※1）	100万円を超える場合（※1）
○徴収猶予申請書	○徴収猶予申請書
○災害等により納付困難となった場合の猶予を申請する場合には、猶予該当事実があることを証する書類（※2、3）	○災害等により納付困難となった場合の猶予を申請する場合には、猶予該当事実があることを証する書類（※2、3）
○財産収支状況書	○財産目録
	○収支の明細書

#### (2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは市税課債権管理係までお問合せください。

なお、担保を提供する必要がない場合には提出は不要です。

- ※1 未確定の延滞金は含みません。
- ※2 災害、病気等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときは、あらかじめご相談ください。
- ※3 猶予該当事実があることを証する書類には、たとえば次のようなものがあります。
- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
  - ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
  - ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
  - ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

## 5 提出された申請書等の審査

必要な書類が提出されているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

### (1) 申請書等の補正

申請にあたって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、本市から補正通知書が送付された場合、通知を受けた日から起算して 20 日以内に補正されないときは、猶予の申請を取下げたものとしてみなされますので、ご注意ください。

### (2) 申請内容の審査

職員が申請者に対して、申請書や添付書類に記入された内容（猶予該当事実、市税を一時に納付することができない事情の詳細、財産の状況、収支の実績見込み等）について、質問したり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。また、必要に応じ、財産調査を行います。

## 6 猶予が許可された場合

徴収猶予が許可された場合には、「徴収猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている市税を納付してください。

なお、審査結果により、①申請書に記入された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記入された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。

## 7 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、徴収猶予を許可することができません。

- ① 猶予の要件に該当しないとき。
- ② 申請者について強制換価手続（※1）が開始されたとき。法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納できると認められないとき。
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために職員が行う質問に回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき（※2）。
- ④ 不当な目的で猶予が申請されたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（※3）。

※1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続等をいいます。

※2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には、行動や言動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

※3 「その申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取り下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（徴収猶予該当事実①～④）が生じたことにより徴収猶予の申請をする場合などを除きます。）などが該当します。

## 8 猶予の取消し

徴収猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されることがあります。

- ① 猶予を受けている者について、「不許可となる場合」の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ② 猶予を受けている市税を「徴収猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおり  
に納付しないとき。
- ③ 本市による担保変更等の求めに応じないとき。
- ④ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき（※  
1）。
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づいて猶予が許可されたこ  
とが判明したとき。
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でない認められる  
とき。

なお、徴収猶予の取り消しを決定する前には、①の場合を除いて口頭又は書面で弁明を聴取し  
ます。ただし、正当な理由がなく弁明をしない場合（※2）は、弁明を聴取することなく猶予が  
取り消されます。

- ※1 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰すること  
ができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない場合を除きます。やむを  
得ない理由がある場合は速やかに市税課債権管理係へご相談ください。
- ※2 「正当な理由がなく弁明しないとき」とは、災害、病気による入院等、納税者の責めに帰す  
ることができないと認められる理由がないにもかかわらず弁明をしない場合をいいます。

## 9 猶予が不許可となった場合、猶予の取消し後の納付について

猶予に係る市税が納期限到来前である場合には、通常の納期限によって納付することとなりま  
す。また、既に納期限が到来している場合は、ただちに納付・納入することとなります。

### 納付の手続について

所定の納付書に現金を添えて、金融機関等で納付してください。納付を取り扱う金融機  
関等は納付書の裏面に記載されています。

バーコードが印刷された納付書はコンビニエンスストアでも納付することができます。

## II 換価の猶予

### 1 換価の猶予を受けることができる場合

次の①～⑤のすべてに該当する場合は、換価の猶予を申請することができます。なお、申請による換価の猶予を受けることができる市税は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する市税に限られます。

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること（※1）
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること（※2）
- ③ 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき市税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が市税課債権管理係に提出されていること
- ⑤ 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

※1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

※2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその市税を優先的に納付する意思を有していると市長が認めることができることをいい、従来において納期限内に納税していたこと、過去に徴収猶予又は換価の猶予を受けた場合において確実に分割納付を履行していたこと、現在において納付すべき市税の早期完納に向けた経費の節約、資金調達等の努力が適切になされていることなどの事情を考慮した上で判定します。

※3 次の①～③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができる」とされている種類の財産がないなど）がある場合

### 2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年（※）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できると認められる期間に限られます。なお、換価の猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※ 換価の猶予を受けた後に、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に改めて申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

### 3 申請のための書類

#### (1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額	
100万円以下の場合（※1）	100万円を超える場合（※1）
○徴収猶予申請書 ○財産収支状況書	○徴収猶予申請書 ○財産目録 ○収支の明細書

#### (2) 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類は、徴収猶予の申請の場合と同様です。

※1 未確定の延滞金は含みません。

### 4 提出された申請書等の審査

換価の猶予の申請があった場合の「提出された申請書等の審査」から「猶予の取消し」の手続きは、「I 徴収猶予」の場合と同様となります。

ただし、換価の猶予の取り消しの場合は、弁明をすることはできません。



### Ⅲ 申請書・添付書類の記載要領

#### 1 「徴収猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合には「財産収支状況書」を「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を添付して提出する必要があります。

「**地方税法第 15 条第 項第 号 …… 以下のとおり徴収猶予を申請します。**」の箇所

徴収猶予の要件（3 ページ参照）のいずれに該当するかを記入してください。

徴収猶予の要件	記入する内容
(ア) 納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったときで、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないとき	地方税法第 15 条第 1 項第 1 号（第 5 号の場合、第 号類似）
(イ) 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したときで、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないとき	地方税法第 15 条第 1 項第 2 号（第 5 号の場合、第 号類似）
(ウ) 納税者がその事業を廃止し、又は休止したときで、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないとき	地方税法第 15 条第 1 項第 3 号（第 5 号の場合、第 号類似）
(エ) 納税者がその事業につき著しい損失を受けたときで、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないとき	地方税法第 15 条第 1 項第 4 号（第 5 号の場合、第 号類似）
(オ) 納税者に上記(ア)～(エ)に類する事実があったときで、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないとき	地方税法第 15 条第 1 項第 5 号（第 5 号の場合、第 ● 号類似） ※●には 1～4 のいずれかを記入
(カ) 法定納期限から 1 年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税があるときで、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないとき	地方税法第 15 条第 2 項第 号（第 5 号の場合、第 号類似）

#### 「①申請年月日」欄

申請書を提出する日を記入してください。

郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記入してください。

#### 「申請者」欄

住所所在地、電話番号（携帯電話番号も可）、氏名名称を記入し、押印してください。

申請者が法人である場合は、氏名名称欄に法人名称のほか、代表者の住所及び代表者の氏名を併せて記入してください。担当部署・担当者名、担当者連絡先も併せて記載してください。

#### 「納付すべき市税等」欄

徴収猶予を申請するときに、未納となっている市税をすべて記入してください。不明な場合は未納明細書を発行しますので、事前に市税課債権管理係へお問い合わせください。

#### 「③現在納付可能資金額」欄

猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合は、「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」の太枠の「現在納付可能資金額」を、猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合は、「財産目録」の「4 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を、それぞれ転記してください。

#### 「④徴収猶予を受けようとする金額（②－③）」欄

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損害を受けた金額（※）が、猶予を認められる限度額となります。

※ 支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

#### 「猶予該当事実の詳細」欄

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記入します。

なお、本来の納期限から 1 年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予を申請する場合には記入する必要はありません。

**「一時に納付できない理由の詳細」欄**

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金を支出し、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができない原因になっている事情の詳細を具体的に記入します。

**【災害、病気、事業の休廃止、事業上の著しい損失等による場合の記入例】**

猶予該当事実の種類	猶予該当事実の詳細	一時に納付できない理由の詳細
災害等	平成〇〇年 9 月●日、台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の修理が必要となった。	店舗の床上浸水のため、修理を行った。その修理のための費用として、〇〇万円を要した。
病気・負傷	平成〇〇年 9 月●日に交通事故に遭い、3ヶ月間〇〇病院に入院し、現在も通院中である。	〇〇病院に、入院及び治療費として平成〇〇年 9 月から 12 月までの間に 98 万円を支払った。●●保険から保険金として 30 万円を受け取っているため、差引金額の 68 万円が猶予該当事実があったことによる支出となっている。
事業の休廃止	近隣に同業者が出店した平成〇〇年 9 月以降、売上が 60%減少した。同年 12 月に従業員全員を解雇し、自店を閉店、廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで販売した損失 100 万円及び解雇した従業員に支払った退職金 150 万円である。この合計 250 万円が猶予該当事実があったことによる支出、損失である。
事業上の著しい損失	平成〇〇年 3 月期は 200 万円の利益があったが、当社製品の原料である××の仕入れ価格が高騰したことにより、9 月期は 150 万円の損失となった。	平成〇〇年 9 月期の損失のうち、平成〇〇年 3 月期の利益額である 200 万円の 2 分の 1 を超える 50 万円が、猶予該当事実があったことによる損失である。

**【本来の納期限から 1 年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の記入例】**

猶予該当事実の詳細	一時に納付できない理由の詳細
記入の必要はありません	納付すべき税額 50 万円のうち、納期限までに納付できる金額は 20 万円であり、残りの 30 万円は一時に納付することができない。

**「猶予期間」欄**

この欄には「猶予期間の開始日」(※)から「納付計画の最終日」及びその期間を記入します。

※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次のような場合はそれぞれの日となります。

- (1) 申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日
- (2) 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合には、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日とすることができます。

**「担保」欄**

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合には担保として提供するものについて記入します。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には担保を提供する必要はありません。

- (1) 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます）が 100 万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合
- (3) 担保を提供できない特別の事情（地方税法により担保として提供できるとされている種類の財産（※）がないなど）がある場合

※ 担保として提供できる財産の種類

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券で市長が確実と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 保険に付した建物、立木、船舶、自動車及び建設機械
- (5) 鉄道財団等の財団
- (6) 市長が確実と認める保証人の保証

## 2 「換価の猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合には「財産収支状況書」を「換価の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を添付して提出する必要があります。

### 「①申請年月日」欄

申請書を提出する日を記入してください。

郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記入してください。

### 「申請者」欄

住所所在地、電話番号（携帯電話番号も可）、氏名名称を記入し、押印してください。

申請者が法人である場合は、氏名名称欄に法人名称のほか、代表者の住所及び代表者の氏名を併せて記入してください。担当部署・担当者名、担当者連絡先も併せて記載してください。

### 「納付すべき市税等」欄

換価の猶予を申請の対象となる市税をすべて記入してください。不明な場合は未納明細書を発行しますので、事前に市税課債権管理係へお問い合わせください。

### 「③現在納付可能資金額」欄

猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は、「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」の太枠の「現在納付可能資金額」を、猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産目録」の「4 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を、それぞれ転記してください。

### 「一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄

市税を一時に納入することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記入します。

#### 《記入例》

個人事業で運送業を営んでいるが、主要取引先である〇〇電機工業の倉庫移転に伴って、〇〇電機工業からの請負の継続が困難となり、契約を解消した。

売上の5割程度が〇〇電機工業との契約によるものだったため、資金繰りが悪化した。現在は事業経費や生活費の見直しを行い、燃料費等の経費を捻出している状態である。

今月の売上金を市税の支払に充てると、燃料費等の支払ができなくなり、事業の継続ができなくなる。

### 「猶予期間」欄

「猶予期間の開始日」(※)から「納付計画の最終日」及びその期間を記入します。

※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき市税の法定納期限以前に申請をする場合は、その市税の法定納期限の翌日とします。

### 「担保」欄

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合には担保として提供するものについて記入します。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には担保を提供する必要はありません。

- (1) 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます）が 100 万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合
- (3) 担保を提供できない特別の事情（地方税法により担保として提供できるとされている種類の財産(※)がないなど）がある場合

※ 担保として提供できる財産の種類

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券で市長が確実と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 保険に付した建物、立木、船舶、自動車及び建設機械
- (5) 鉄道財団等の財団
- (6) 市長が確実と認める保証人の保証

## 申請書の提出について

### 申請期限

徴収猶予については、申請期限はありません。猶予該当事実が発生した場合には速やかにご相談ください。

換価の猶予については、納期限から 6 か月以内に申請していただく必要がありますので、ご注意ください。

### 申請書の提出先

室蘭市役所 市税課債権管理係 電話 0143-25-2314／0143-25-3177

〒051-8530 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル 1 階



整理番号  
※職員記入欄

記入例

# 徴収猶予申請書

室蘭市長 殿

地方税法第15条第 1 項第 2 号(第5号の場合、第 号類似)の規定により、以下のとおり徴収猶予を申請します。

申請者	住所所在地	室蘭市△△町○丁目□□-××				① 申請年月日	令和 3 年 6 月 5 日		
	氏名称	室蘭 太郎				電話番号	0143 (XX) XXXX 携帯電話 0X0 (XXXX) XXXX		
	担当者名	室蘭 太郎				電話番号	( )		
納付すべき市税等	科目	課税	通知書番号	期(月)	未納額(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	備考
	固定資産税	02	02	XXXXX	4	100,000	100,000	R 2.12.25	
	固定資産税	03	03	YYYYY	1	100,000	100,000	R 3. 4.30	
	固定資産税	03	03	YYYYY	2	100,000	100,000	R 3. 8. 2	
	合計					300,000	要す	□ 明細は別紙のとおり	
②イ・ロの合計		300,000		③現在納付可能資金額	30,000		④徴収猶予を受けようとする金額 (②-③)	270,000	
<p>※「延滞金」欄については、本税に未納がある場合は「要す」と記入してください。          また、本税の全額を納付している場合は「確定した延滞金額」を記入してください。          ※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記</p>									
猶予該当事実の詳細 (第15条第1項の場合)		令和2年12月に交通事故に遭い、同月から4月まで〇〇病院に入院し、その後も通院している。							
一時に納付することができない事情の詳細		〇〇病院に治療費及び入院費として72万円を支払い、△△生命保険から保険金45万円を受領しているため、差引金額である27万円が、猶予該当事実があったことによる支出である。							
⑤ 納付計画	年月日	納付金額		年月日	納付金額		年月日	納付金額	
	令和 3 年 7 月 31 日	90,000 円		令和			令和		
	令和 3 年 8 月 31 日	90,000 円		令和			令和		
	令和 3 年 9 月 30 日	90,000円+延滞金残額		令和			令和		
<p>※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記</p>									
猶予期間		令和 3 年 6 月 5 日から 令和 3 年 9 月 30 日まで 4 月間							
※猶予期間の開始日は生じた日)		猶予申請には原則として担保が必要です。ただし、猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合や、猶予期間が3か月以内の場合は不要です。							
担保		□ 有		担保財産		□ 無		提供できない特別の事情	

法人の場合は、担当者名と直通の電話番号を記入してください。

この欄の記入のため、事前に未納明細をお渡しいただくことも可能ですので、お問い合わせください。  
また、延滞金は日々更新されますので、「要す」と記載していただければ結構です。

猶予期間中に完納となるよう、毎月(年金収入のみの場合は隔月も可)の分割納付計画を記入してください。  
なお、徴収猶予に限り、猶予期間満了日に一括して納めることも可能です。

徴収猶予の場合は、要件に該当することを証する書類の写しを添付してください。

添付する書類欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
<input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
<input checked="" type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類	<input type="checkbox"/> 財産目録
	<input type="checkbox"/> 担保関係書類
	<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類

税理士署名押印 (電話番号 - - )

印



整理番号  
※職員記入欄

# 換 価 の 猶 予 申 請 書

記入例

室蘭市長 殿

地方税法第15条の6第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

申請者	住所所在地	室蘭市△△町○丁目□□-××					① 申請年月日	令和 3 年 6 月 20 日			
	氏名	税務株式会社 代表取締役 税務次郎					※職員記入欄	法人の場合は、担当者名と直通の電話番号を記入してください。			
	担当者名	経理部 室蘭 太郎 電話番号 0143 (XY) XXYY									
納付すべき市税等	科目	賦課	課税	通知書番号	期(月)	未納額(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	備考	
	法人市市民税	03	03	XXYYY	3	480,000 円	要す 円	480,000 円	R 3. 5.31		
	この欄の記入のため、事前に未納明細をお渡しくすることも可能ですので、お問い合わせください。また、延滞金は日々更新されますので、「要す」と記載していただければ結構です。										
	合 計						480,000 円	要す 円	<input type="checkbox"/> 明細は別紙のとおり		
	②イ・ロの合計		480,000 円		③現在納付可能資金額		0 円		④換価の猶予を受けようとする金額 (②-③)		480,000 円
※「延滞金」欄については、本税に未納がある場合は「要す」と記入してください。 また、本税の全額を納付している場合は「確定した延滞金額」を記入してください。 ※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記											
一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細		○○建設株式会社を主要取引先とし、住宅建設のための設計等を受注しているが、契約単価の引下げ等により売上が前年に比べて60%まで落ち込んでおり、設計資材の仕入先である株式会社△△への支払いも遅れがちである。○○建設株式会社からの入金をすべて上記法人市民税の納付に充てた場合には、株式会社△△に対する支払いができず、今後、設計資材を仕入れることができなくなると、事業の継続が困難となる。									
⑤ 納付計画	年月日	納付金額		年月日	納付金額		年月日	納付金額			
	令和 3年 7月 31日	50,000 円		令和 3年 11月 30日	70,000 円			猶予期間中に完納となるよう、毎月(年金収入のみの場合は隔月も可)の分割納付計画を記入してください。			
	令和 3年 8月 31日	70,000 円		令和 3年 12月 31日	50,000 円						
	令和 3年 9月 30日	70,000 円		令和 4年 1月 31日	20,000円+延滞金残額 円						
	令和 3年 10月 31日	700,000 円		令和	円		令和	円			
※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記											
猶予期間		令和 3 年 6 月 20 日から 令和 4 年 1 月 31 日まで 8 月間									
※猶予期間の開始日は、①の申請年月日(ただし、納付すべき市税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき市税の法定納期限)											
担保	<input type="checkbox"/> 有										
	<input checked="" type="checkbox"/> 無 提供できない特別の事情										

税理士署名押印	印
(電話番号 - - )	
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

添付する書類欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
<input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
	<input type="checkbox"/> 財産目録
	<input type="checkbox"/> 担保関係書類





## 財産収支状況書

記入例I(法人)

令和3年6月10日

## 1 住所・氏名等

住所所在地	室蘭市〇〇町△丁目××-□□	氏名称	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 室蘭 太郎
-------	----------------	-----	----------------------

## 2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		100,000円	100,000円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
〇〇銀行 △△支店	普通	20,000円	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
〇☆信用金庫 〇△支店	当座	150,000円	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
〇×銀行 □△支店	定期	50,000円	50,000円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他

現在納付可能資金額(A) 150,000円 ※ (A) は、申請書の「現在納付可能資金額」欄へ転記

## 3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区分	見込金額
収入	売上、給与、報酬 1,520,000円
	その他 特定の相手方から継続的な売上や報酬がある場合は、その内容が分かる書類(契約書等)の写しを添付してください。
① 収入合計	1,520,000円
支出	仕入 760,000円
	給与、役員給与 420,000円
	家賃等 70,000円
	諸経費 100,000円
	借入返済 95,000円
	円
	円
生活費(扶養親族 人) 円	
② 支出合計	1,445,000円
③ 納付可能基準額 (① - ②)	75,000円

## 4 分割納付計画(B) ※分割納付金額は、3の③の欄を基に記載し、申請書の「納付計画」欄へ転記

月	分割納付金額	増減理由	納付積立金額
7月	55,000円	自動車税の分割納付(20,000円)のため	円
8月	75,000円		円
9月	75,000円		円
10月	75,000円		円
11月	125,000円	貸付金の回収による入金(50,000円)のため	円
12月	45,000円+延滞金残額		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円

完納に向けた納付計画を記入してください。

【備考】

## 5 財産等の状況

## (1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
A建設株式会社 □□市〇〇町△丁目××	500,000円	令和3.8.25	売掛金	振込
有限会社B工務店 □□市〇△町☆丁目〇-□	200,000円	令和3.9.30	売掛金	小切手
株式会社Cホーム □□市×〇町□丁目×-△	50,000円	令和3.11.20	貸付金	現金

## (2) その他の財産の状況

不動産等	資材置き場用土地(□□市〇〇町××-××)	国債・株式等	△△株式会社(関連会社) 未上場株式10株
車両	業務用車両1台 (ミニバン、室蘭330あ〇〇〇〇、ローンあり)	その他(保険等)	〇〇生命保険

## (3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
〇〇リース	1,000,000円	40,000円	令和8年2月	可・ <input checked="" type="radio"/> 否	
〇〇銀行 △△支店	5,600,000円	80,000円	令和10年12月	可・ <input checked="" type="radio"/> 否	資材置き場用土地 (□□市〇〇町××-××)



(猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合)

# 財産収支状況書

記入例2(個人)

令和 3 年 6 月 10 日

## 1 住所・氏名等

住所所在地	室蘭市〇〇町△丁目××-□□	氏名称	室蘭 太郎
-------	----------------	-----	-------

## 2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		100,000円	30,000円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
〇〇銀行 △△支店	普通	20,000円	0円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
〇☆信用金庫 〇△支店	普通	150,000円	50,000円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
〇×銀行 □△支店	定期	50,000円	0円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input checked="" type="checkbox"/> その他 満期になるまで解約できない
現在納付可能資金額 (A)			80,000円	※ (A) は、申請書の「現在納付可能資金額」欄へ転記

## 3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区分	見込金額
収入	売上、給与、報酬 270,000円
	その他( ) 円
① 収入合計 270,000円	
支出	仕入 円
	給与、役員給与 円
	家賃等 70,000円
	諸経費 10,000円
	借入返済 20,000円
	医療費 25,000円
	生命保険料 15,000円
生活費(扶養親族 人) 100,000円	
② 支出合計 240,000円	
③ 納付可能基準額 (① - ②) 30,000円	

## 4 分割納付計画 (B) ※分割納付金額は、3の③の欄を基に記載し、申請書の「納付計画」欄へ転記

月	分割納付金額	増減理由	納付積立金額
7月	20,000円	一部固定資産税の支払いのため	円
8月	30,000円	完納に向けた納付計画を記入してください。	円
9月	20,000円	一部固定資産税の支払いのため	円
10月	30,000円		円
11月	30,000円		円
12月	20,000円	一部固定資産税の支払いのため	円
1月	30,000円		円
2月	30,000円		円
3月	12,000円+ 延滞金残額		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円

【備考】  
給与については給与明細の写し、年金については支給明細書通知書(圧着はがき)の写しを添付してください。  
特定の相手方から継続的な収入(売掛金、家賃収入等)がある場合は、その内容が分かる書類(契約書等)の写しを添付してください。

## 5 財産等の状況

### (1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
	円	・ ・		
	円	・ ・		
	円	・ ・		

### (2) その他の財産の状況

不動産等	自宅の土地・建物(□□市〇〇町×-×-×)	国債・株式等	
車両	自家用車両1台 (ミニバン、室蘭580あ〇〇〇〇、ローンあり)	その他(保険等)	〇〇生命保険

### (3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
〇〇銀行 △△支店	18,000,000円	60,000円	令和10年 3月	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 否	自宅の土地・建物 (□□市〇〇町×-×-×)
〇☆信用金庫 〇△支店	600,000円	20,000円	令和8年12月	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 否	自家用車両1台

(猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合)



# 財 産 目 録

記入例I(法人)

令和 3 年 6 月 10 日

## 1 住所・氏名等

住所所在地	室蘭市〇〇町△丁目×-×	氏名称	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 室蘭 太郎
-------	--------------	-----	----------------------

## 2 財産の状況

### (1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	500,000 円	〇〇信用金庫 △△支店	当座	150,000 円
〇〇銀行 △△支店	普通	150,000 円			円
〇△銀行 □☆支店	当座	500,000 円			円
預貯金等合計(A)					1,300,000 円

### (2) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	種類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
A建設株式会社 □□市〇〇町△丁目×-×	売掛金	令和3・7・10	振込	1,800,000 円
有限会社B工務店 □□市〇△町☆丁目〇-〇	売掛金	令和3・7・20	小切手	1,200,000 円
株式会社Cホーム □□市×〇町□丁目×-△	売掛金	令和3・7・25	手形	1,500,000 円
D機器株式会社 □□市△□町〇丁目△-〇	貸付金	令和4・12・20	振込	200,000 円

### (3) その他の財産の状況

財産の種類	担保等	直ちに納付に充てられる金額
国債・株式等 〇〇株式会社 上場株式 100株	<input type="checkbox"/>	200,000 円
不動産等 工場用土地・建物(□□市〇〇町×-×-×)	<input checked="" type="checkbox"/>	0 円
車両 事業用車両5台	<input type="checkbox"/>	0 円
その他財産 (敷金、保証金、保険等) 営業所敷金(1,000,000円)、〇〇生命保険	<input type="checkbox"/>	0 円
合計(B)		200,000 円

### (4) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
〇〇銀行 △△支店	10,000,000 円	250,000 円	令和5年 3月	可・ <input checked="" type="checkbox"/>	工場用土地・建物 (□□市〇〇町×-×-×)
〇〇信用金庫 △△支店	2,000,000 円	100,000 円	令和3年12月	可・ <input checked="" type="checkbox"/>	
	円	円	年 月	可・否	

## 3 当面の必要資金額

項目	金額	内容
支出見込 事業支出	5,500,000 円	仕入代金1,500,000円+従業員給与850,000円+役員給与650,000円+工場修繕費1,500,000円+借入金返済450,000円+諸経費350,000円+社会保険料200,000円
生活費 (個人の場合のみ)	円	【扶養親族 人】
収入見込	4,500,000 円	事業収入(取引先3社からの売掛金回収) A建設株式会社、有限会社B工務店、株式会社Cホーム
(支出見込) - (収入見込) (C)	1,000,000 円	マイナスになった場合は0円

※(C)は、下記4②「当面の必要資金額」欄へ転記

## 4 現在納付可能資金額

①当座資金額(A)+(B)	②当面の必要資金額(上記(C)から転記)	③現在納付可能資金額(①-②)(D)
1,500,000 円	1,000,000 円	500,000 円

※(D)は、申請書の「現在納付可能資金額」欄へ転記

(猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合)



# 財産目録

記入例2(個人)

令和3年6月10日

## 1 住所・氏名等

住所所在地	室蘭市〇〇町△丁目×-×	氏名称	室蘭 太郎
-------	--------------	-----	-------

## 2 財産の状況

### (1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	200,000 円			円
〇〇銀行 △△支店	普通	150,000 円			円
		円			円
預貯金等合計(A)					350,000 円

### (2) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	種類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
				円
				円
				円
				円

### (3) その他の財産の状況

財産の種類	担保等	直ちに納付に充てられる金額
国債・株式等	<input type="checkbox"/>	円
不動産等	<input type="checkbox"/>	円
車両	<input type="checkbox"/>	0 円
その他財産 (敷金、保証金、保険等)	<input type="checkbox"/>	0 円
合計(B)		0 円

### (4) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
〇〇銀行 △△支店	500,000 円	20,000 円	令和5年 7月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	

## 3 当面の必要資金額

項目	金額	内容
支出見込 事業支出	円	
生活費 (個人の場合のみ)	2,760,000 円	【扶養親族 1 人】
収入見込	3,510,000 円	給与、生命保険からの一時金、賞与
(支出見込) - (収入見込) (C)	0 円	マイナスになった場合は0円

※(C)は、下記4②「当面の必要資金額」欄へ転記

## 4 現在納付可能資金額

①当座資金額(A)+(B)	②当面の必要資金額(上記(C)から転記)	③現在納付可能資金額(①-②)(D)
350,000 円	0 円	350,000 円

※(D)は、申請書の「現在納付可能資金額」欄へ転記



(猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合)

記入例I(法人)

# 収支の明細書

令和3年6月10日

## 1 住所・氏名等

住所所在地	室蘭市〇〇町△丁目××-□□	氏名称	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 室蘭 太郎
-------	----------------	-----	----------------------

## 2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年月	① 総収入金額	② 総支出金額	③ 差額(①-②)	備考
令和2年 6月	4,900,000 円	4,215,000 円	685,000 円	突発的な収入・支出があった場合はその詳細を備考欄に記入してください。
令和2年 7月	4,750,000 円	4,162,000 円	588,000 円	
令和2年 8月	4,600,000 円	4,110,000 円	490,000 円	
令和2年 9月	5,100,000 円	4,285,000 円	815,000 円	事業用車両の売却代金として30万円の臨時的な収入があったため
令和2年10月	4,800,000 円	4,180,000 円	620,000 円	
令和2年11月	4,300,000 円	4,005,000 円	295,000 円	
令和2年12月	4,400,000 円	4,040,000 円	360,000 円	
令和3年 1月	3,800,000 円	5,830,000 円	▲ 2,030,000 円	事業用機械の故障による修繕費として300万円の臨時的な支出があったため
令和3年 2月	3,300,000 円	3,200,000 円	100,000 円	工場設備の定期点検費用として20万円の臨時的な支出があったため
令和3年 3月	4,650,000 円	4,130,000 円	520,000 円	
令和3年 4月	3,950,000 円	3,883,000 円	67,000 円	事業用車両3台分の車検費用として35万円の臨時的な支出があったため
令和3年 5月	4,250,000 円	3,980,000 円	270,000 円	

## 3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区	分	見込金額	区	分	見込金額
収入	売上	4,500,000円	支出	仕入れ	1,500,000円
		円		従業員給与	850,000円
		円		役員給与	650,000円
		円		借入金返済	450,000円
		円		社会保険料等(健康保険、厚生保険)	200,000円
		円		諸経費	350,000円
		円			円
		円		生活費(扶養親族 人)	円
① 収入合計		4,500,000円	② 支出合計		4,000,000円
③ 納付可能基準額(①-②)(A)		500,000円	※(A)は、裏面7①「納付可能基準額」欄へ転記		

【備考】

--

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

	内 容	年 月	金 額
臨時収入	〇〇生命保険からの一時金	令和 3 年 11 月	1,500,000円
	D機器株式会社からの貸付金の回収	令和 3 年 12 月	200,000円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
臨時支出	部品組立機械の老朽化による新規購入費用	令和 3 年 6 月	450,000円
	工場設備の定期点検費用	令和 4 年 2 月	200,000円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等 (B) ※(B)は、下記7⑤「納付額」欄へ転記

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
令和3年 7月	固定資産税	50,000 円	令和3年 12月	固定資産税	50,000 円
令和3年 7月	源泉所得税	120,000 円	令和4年 1月	源泉所得税	100,000 円
令和3年 9月	固定資産税	50,000 円	令和4年 1月	労働保険料等	70,000 円
令和3年 11月	消費税	1,740,000 円	令和4年 4月	固定資産税	50,000 円

6 家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
代表者	室蘭 太郎	昭和30年 11 月 30 日	350,000円	
取締役	海岸 一郎	昭和35年 7 月 15 日	300,000円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	

7 分割納付年月日及び分割納付金額

納付年月日 (C)	①納付可能基準額	②季節変動等に 伴う増減額	③臨時的入出金額	国税等		⑥分割納付金額(D) (①+②+③-④-⑤)
				④積立額	⑤納付額	
令和3年 6月30日	500,000 円	200,000 円	▲ 450,000 円	円	円	250,000 円
令和3年 7月31日	500,000 円	円	円	円	170,000 円	330,000 円
令和3年 8月31日	500,000 円	円	円	円	円	500,000 円
令和3年 9月30日	500,000 円	200,000 円	円	円	50,000 円	650,000 円
令和3年 10月31日	500,000 円	円	円	円	円	500,000 円
令和3年 11月30日	500,000 円	▲ 200,000 円	1,500,000 円	円	1,740,000 円	60,000 円
令和3年 12月31日	500,000 円	▲ 150,000 円	200,000 円	円	50,000 円	500,000 円
令和4年 1月31日	500,000 円	▲ 300,000 円	円	円	170,000 円	30,000 円
令和4年 2月28日	500,000 円	▲ 250,000 円	▲ 200,000 円	円	50,000 円	0 円
令和4年 3月31日	500,000 円	円	円	円	円	110,000円+ 延滞金残額
			円	円	円	円
			円	円	円	円

完納に向けた納付計画を記入してください。

※③欄は、上記4「今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時的入出金額の合計額を記載

※(C)及び(D)は、申請書の「納付計画」欄へ転記



(猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合)

記入例2(個人)

# 収 支 の 明 細 書

令和 3 年 6 月 10 日

## 1 住所・氏名等

住所 所在地	室蘭市〇〇町△丁目××-□□	氏名	室蘭 太郎
-----------	----------------	----	-------

## 2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年月	① 総収入金額	② 総支出金額	③ 差額(①-②)	備考
令和2年 6月	270,000 円	240,000 円	30,000 円	突発的な収入・支出があった場合はその詳細を備考欄に記入してください。
令和2年 7月	280,000 円	250,000 円	30,000 円	
令和2年 8月	280,000 円	235,000 円	45,000 円	
令和2年 9月	280,000 円	250,000 円	30,000 円	一部固定資産税支払いのため
令和2年10月	270,000 円	230,000 円	40,000 円	
令和2年11月	270,000 円	220,000 円	50,000 円	
令和2年12月	450,000 円	250,000 円	200,000 円	冬季ボーナスが支給されたため
令和3年 1月	270,000 円	243,000 円	27,000 円	
令和3年 2月	260,000 円	240,000 円	20,000 円	
令和3年 3月	260,000 円	240,000 円	20,000 円	
令和3年 4月	270,000 円	240,000 円	30,000 円	一部固定資産税支払いのため
令和3年 5月	270,000 円	250,000 円	20,000 円	

## 3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分	見込金額	区 分	見込金額		
収 入	給与	275,000円	支 出	家賃	70,000円
		円		借入返済	20,000円
		円		医療費	25,000円
		円		生命保険料	15,000円
		円		光熱水費	20,000円
		円		生活費(扶養家族1人)	70,000円
		円		諸経費	10,000円
		円		生活費(扶養親族 人)	円
① 収入合計	275,000円	② 支出合計	230,000円		
③ 納付可能基準額(①-②)(A)	45,000円	※(A)は、裏面7①「納付可能基準額」欄へ転記			

### 【備考】

給与については給与明細の写し、年金については支給明細書通知書(圧着はがき)の写しを添付してください。  
特定の相手方から継続的な収入(売掛金、家賃収入等)がある場合は、その内容が分かる書類(契約書等)の写しを添付してください。

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

	内 容	年 月	金 額
臨時収入	〇〇生命保険からの一時金	令和 3 年 11 月	30,000円
	賞与	令和 3 年 12 月	180,000円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
臨時支出	車検費用	令和 4 年 1 月	43,000円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等 (B) ※(B)は、下記7⑤「納付額」欄へ転記

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
令和3年 7月	固定資産税	10,000 円	令和4年 5月	軽自動車税	16,800 円
令和3年 9月	固定資産税	10,000 円	令和 年 月		円
令和3年 12月	固定資産税	10,000 円	令和 年 月		円
令和4年 4月	固定資産税	10,000 円	令和 年 月		円

6 家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
本人	室蘭 太郎	昭和30年 11 月 30 日	275,000円	〇〇会社 社員
妻	室蘭 美帆	昭和35年 7 月 15 日	100,000円	××清掃 清掃員
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	

7 分割納付年月日及び分割納付金額

納付年月日 (C)	①納付可能基準額	②季節変動等 に伴う増減額	③臨時的入出金額	国税等		⑥分割納付金額(D) (①+②+③-④-⑤)
				④積立額	⑤納付額	
令和3年 6月30日	45,000 円	円	円	円	円	45,000 円
令和3年 7月31日	45,000 円	10,000 円	円	円	円	55,000 円
令和3年 8月31日	45,000 円	10,000 円	円	円	円	55,000 円
令和3年 9月30日	45,000 円	10,000 円	円	円	円	55,000 円
令和3年 10月31日	45,000 円	円	円	円	円	45,000 円
令和3年 11月30日	45,000 円	円	30,000 円	円	円	75,000 円
令和3年 12月31日	45,000 円	円	180,000 円	円	円	225,000 円
令和4年 1月31日	45,000 円	円	▲ 43,000 円	円	円	2,000 円
令和4年 2月28日	45,000 円	▲ 10,000 円	円	円	円	35,000 円
令和4年 3月31日	45,000 円	▲ 10,000 円	円	円	円	35,000 円
			円	円	円	円
			円	円	円	円

完納に向けた納付計画を記入してください。

※③欄は、上記4「今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時的入出金額の合計額を記載

※(C)及び(D)は、申請書の「納付計画」欄へ転記